

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年2月3日 08時20分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市撫養港 大磯埼灯台から真方位294° 2,660m付近 (概位 北緯34° 11.4′ 東経134° 36.9′)
事故の概要	砂利運搬船第三十六親力丸は、着岸作業中、浅所に乗り揚げた。 第三十六親力丸は、船底に擦過傷、プロペラ翼に曲損を生じた。
事故調査の経過	平成27年3月16日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第三十六親力丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	134805、親力海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底に擦過傷、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮高 133cm
事故の経過	本船は、撫養港外において、潮流が弱まり、潮位が高くなるのを待った後、同港内に向けて航行し、岸壁に右舷着けしようと左回頭したところ、浅所に乗り揚げた。 本船は、砂約1,600tを積載し、喫水が船首約3.6m、船尾約5.4mであった。 船長は、撫養港に入港するのは初めてであった。 船長は、海図で着岸予定場所付近の浅所を確認しなかったが、潮位が高いので乗り揚げることはないと思っていた。
分析	本船は、船長が撫養港内の浅所の存在を知らなかったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、撫養港への入港は初めてであったが、潮位が高い時期に入航すれば乗り揚げることはないと思い、水路調査を行っていなかったことから、浅所の存在を知らなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長が撫養港内の浅所の存在を知らなかったため、本船が同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。